

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 智徳会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市手代森 9 地割 70 番地 1

(3) 設立認可年月日 昭和 47 年 7 月 21 日

(4) 設立登記年月日 昭和 47 年 7 月 25 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	智田 文徳	兼当法人未来の風せいわ病院長 管理者
理 事	智田 恵子	当法人康楽苑事務課長
同	佐々木 浩行	当法人未来の風せいわ病院副院長
同	原田 一穂	当法人康楽苑施設長
同	東海林 寛子	司法書士
同	攝待 幸子	社会福祉士
監 事	下田 栄行	公認会計士
監 事	金子 博純	医) 糠友会理事長

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む業務))

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	未来の風 せいわ病院 0210113964	岩手県盛岡市手代森 9 地割 70 番 地 1	精神病棟 267 床
介護老人 保健施設	康楽苑	岩手県盛岡市手代森 9 地割 64 番 地 2	入所定員 94 名 通所定員 20 名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションせいわ	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定居宅介護支援事業所	岩手県盛岡市手代森9地割64番地2	
たんぽぽ保育所	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定相談支援事業所 みらいの風	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	
指定放課後等デイサービス みらいの風	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月7日	臨時理事会	原田一穂先生の施設長及び社員・理事への就任について 定款の変更について
令和7年5月7日	臨時社員総会	原田一穂先生の施設長及び社員・理事への就任について 定款の変更について
令和7年5月28日	理事会	令和7年度夏季賞与支給について 令和6年度決算概要
令和7年6月18日	理事会	田嶋先生への退職慰労金及び弔慰金の支給について 令和6年度決算報告について 令和7年度役員報酬について
令和7年6月25日	社員総会	田嶋先生への退職慰労金及び弔慰金の支給について 令和6年度決算報告について 令和7年度役員報酬について
令和7年7月11日	臨時理事会	理事長の社用車の更新について リフレッシュ休暇の取扱いの変更について
令和7年8月27日	理事会	令和7年度第一四半期の決算概要について
令和7年9月19日	臨時理事会	育児休業規程の変更について 再雇用職員への賞与支給について
令和7年11月26日	理事会	令和7年度冬季賞与支給について 令和7年12月最低賃金引き上げの対応について 外国人採用について

		連帯保証人代行制度（株式会社イントラスト）について
		栄養管理科調理師の賞罰について
		令和7年度中間期決算について
令和8年2月25日	理事会	就業規則及び給与規定における「病気休暇」の一部変更について
		特別無休休暇の承認について
令和8年3月25日	理事会	令和7年度第3四半期（4月～12月）の決算概要について
		令和8年度基本方針・経営方針及び収支予算について
		令和8年度金融機関借入額の最高限度について
		就業規則に関わる規定の変更について（リフレッシュ休暇）
		役付職員の承認・人事異動について
		決算賞与について
		常勤医雇用について
		病院賃上げ支援事業について
令和8年3月25日	社員総会	令和8年度理事会開催日程について
		令和8年度基本方針・経営方針及び収支予算について
		令和8年度金融機関借入額の最高限度について

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
該当なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(7) そ の 他

新規取得資産等（100万円以上）

その他の器械備品

- ・ A6 病棟監視カメラ設備更新（128万円）
- ・ コンベアタイプ洗浄機（株）フジマック（600万円）

車両及び船舶

- ・ ボルボ XC60（949万円）
- ・ スズキアルト盛岡 580 た 3135（133万円）
- ・ スズキアルト盛岡 580 た 3134（133万円）

一括償却資産

- ・ レノボパソコン 10 台（128万円）

以 上

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

			2	3
--	--	--	---	---

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,118,918 千円
2. 負 債 額	1,396,207 千円
3. 純 資 産 額	1,722,710 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,275,014
B 固 定 資 産	1,843,903
C 資 産 合 計 (A + B)	3,118,918
D 負 債 合 計	1,396,207
E 純 資 産 (C - D)	1,722,710

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,275,014	I 流 動 負 債	446,923
現 金 及 び 預 金	666,438	買 掛 金	31,476
事 業 未 収 金	555,429	1年内返済予定長期借入金	112,560
未 収 入 金	28,334	未 払 金	16,430
た な 卸 資 産	17,613	未 払 費 用	165,953
前 払 費 用	7,095	未 払 法 人 税 等	72
そ の 他 の 流 動 資 産	2,912	未 払 消 費 税 等	695
貸 倒 引 当 金	△ 2,810	預 り 金	9,645
II 固 定 資 産	1,843,903	賞 与 引 当 金	81,926
1 有 形 固 定 資 産	1,741,843	そ の 他 の 流 動 負 債	28,162
建 物	1,453,831	II 固 定 負 債	949,284
構 築 物	18,463	長 期 借 入 金	708,400
医 療 用 器 械 備 品	4,024	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18,774
そ の 他 の 器 械 備 品	63,700	退 職 給 付 引 当 金	126,863
車 両 及 び 船 舶	27,017	そ の 他 の 固 定 負 債	95,246
土 地	171,411		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,393		
2 無 形 固 定 資 産	14,120		
ソ フ ト ウ ェ ア	12,794		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,325		
3 そ の 他 の 資 産	87,939		
保 険 積 立 金	83,964		
そ の 他 の 固 定 資 産	3,974		
		負 債 合 計	1,396,207
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 積 立 金	1,722,710
		設 立 等 積 立 金	45,000
		繰 越 利 益 積 立 金	1,677,710
		純 資 産 合 計	1,722,710
資 産 合 計	3,118,918	負債・純資産合計	3,118,918

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号			23
--------	--	--	----

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,087,935
2 事業費用		2,919,041
本来業務事業利益		168,894
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		115,240
2 事業費用		136,917
附帯業務事業損失		21,677
事業利益		147,216
II 事業外収益		
受取利息	966	
その他の事業外収益	5	971
III 事業外費用		
支払利息	7,412	
その他の事業外費用	-	7,412
経常利益		140,776
IV 特別利益	-	-
V 特別損失	-	-
税引前当期純利益		140,776
法人税・住民税及び事業税	72	
法人税等調整額	-	72
当期純利益		140,704

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法・・・最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	7年～39年
構築物	10年～20年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～15年
車両及び船舶	4年～ 6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当会計年度末要支給額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

なお、控除対象外消費税は、その発生年度において全額を費用処理しています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針の変更

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供している資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金額（千円）
建 物	1,453,831
土 地	86,819
計	1,540,651

【担保に係る債務】

科 目	金額（千円）
長期借入金（1年内返済予定を含む）	820,960
計	820,960

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 3,247,839千円

14 その他

計算書類は千円未満を切り捨てて表示しております。

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 智徳会
理事長 智田 文徳 殿

私たちは、社会医療法人智徳会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 3 日

社会医療法人 智徳会

監事

金子博純

監事

下田栄行

添付書類 (構造設備及び体制)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人 智徳会

申請者名： 理事長 智田文徳

住 所：岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	未来の風せいわ病院
施設の所在地	岩手県盛岡市手代森9地割70番地1
管轄保健所名	盛岡市保健所

1 診療科目

科 目	精神科	内科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
						107	267			107	267

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	13		5	1		2		111		7		10		23	27	159	358
実人員	8		2	1		3		133		7		15		34	23	90	316
内特殊 関係者	2													1			3

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		10		1		1
	オンコール				1		
内 精神科医（再掲）	病院内		8		1		1
	オンコール				1		
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		2				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		1				
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		3				
	オンコール				1		1
看護師	病院内		5		1		1
	オンコール						
合 計	病院内		21		2		2
	オンコール				4		3
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内		21		2		2
	オンコール				4		3
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	○
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	4 人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

社会医療法人 智徳会役員報酬及び医師給与に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、役員の報酬及び医師給与について定める。

(役 員)

第2条 この規程で、役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員の報酬は、その全体の限度額を社員総会にて決議し、理事会において各人別の報酬を決める。

2 各人別の報酬を決定するに際しては、使用人を兼務している場合は、使用人としての給与を含まず、その職務の内容、常勤非常勤の区分、使用人との兼務の状況、従事する年数等を考慮して決める。

(使用人としての給与は第5条又は給与規程に従う)。なお、理事長及び常務理事は、使用人との兼務はできない。

(上限額)

第4条 常勤役員の報酬及び使用人としての給与の合計額は、一人年額3,600万円を上限とし、非常勤の役員の報酬は年額300万円を限度とする。ただし理事会への出席その他必要とする経費については実費にて支給する。

(医師の給与等)

第5条 常勤及びそれと同等の扱いの医師の給与は年俸とし、その者の前職の年俸及び経験その他の事情を考慮して法人が決める。

2 非常勤の医師については、日額とする。

3 医師の手当は、下記のとおりとする。ただし、理事長及び常務理事の場合にはこれらの手当は支給しない。

- ① 宿日直手当
- ② 役付手当
- ③ 正月手当

4 法人が必要と認めた場合には法人の借り上げた社宅に入居することができる。その場合は、法人が負担する賃料・管理費の50%を本人が負担する。ただし、法人が負担する賃料・管理費のうち本人負担額が7万5千円を超える場合には、当該超える部分の額について本人負担とする。水光熱費、駐車料金、火災保険料については全額本人が負担する。

5 医師の勤務時間は、1週32時間以上の者を常勤者とし、それに満たない者を非常勤者とする。常勤医師の休暇等の労働条件は、個別に定める場合を除き、正規職員の例による。

附 則1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則1. 平成21年11月4日一部改正。

附 則1. 平成22年4月1日一部改正。

附 則1. 平成23年4月1日一部改正。

附 則1. 平成27年2月1日付名称変更により改正する。

(書類付表3)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	608,576,228 円				666,438,382 円
現金及び預金					666,438,382 円
事業未収金	583,720,973 円				円
有価証券					円
たな卸資産	17,613,857 円				円
立替金	円				円
未収入金	43,769 円				円
前払費用	7,095,629 円				円
その他の流動資産	2,912,000 円				円
貸倒引当金	△2,810,000 円				円
固定資産	1,842,069,750 円	円	円	円	1,834,084 円
有形固定資産	1,740,418,124 円	円			1,425,751 円
建物	1,280,643,375 円	円			円
建物附属設備	173,188,541 円	円			円
構築物	18,463,859 円	円			円
医療用器械備品	4,024,976 円	円			円
その他の器械備品	63,700,404 円	円			円
車両及び船舶	27,017,781 円	円			円
土地	169,986,164 円	円			1,425,751 円
建設仮勘定					
その他の有形固定資産	3,393,024 円	円			円
無形固定資産	14,120,698 円	円			円
ソフトウェア	12,794,708 円	円			円
その他の無形固定資産	1,325,990 円	円			円
その他の資産	87,530,928 円		円	円	408,333 円
投資有価証券					408,333 円
長期貸付金					円
長期前払費用	759,322 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
事業特定預金				円	
その他の固定資産	86,771,606 円				円
資産合計	① 2,450,645,978 円	② 円	③ 円	④ 円	668,272,466 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細 2-1

施設名(事業名) 区分	合 計	未来の風 せいわ病院	介護老人保健施設 康楽苑	訪問看護ステーシ ョン
流動資産	608,576,228 円	505,042,836 円	83,085,983 円	12,355,284 円
事業未収金	583,720,973 円	480,741,600 円	82,559,814 円	12,335,144 円
たな卸資産	17,613,857 円	17,079,838 円	526,169 円	140 円
立替金	円	円	円	円
未収入金	43,769 円	43,769 円	円	円
前払費用	7,095,629 円	7,075,629 円	円	20,000 円
その他の流動資産	2,912,000 円	2,912,000 円	円	円
貸倒引当金	△2,810,000 円	△2,810,000 円	円	円
固定資産	1,842,069,750 円	1,683,294,627 円	151,026,676 円	7,335,345 円
有形固定資産	1,740,418,124 円	1,587,590,765 円	147,393,259 円	5,434,098 円
建物	1,280,643,375 円	1,192,363,397 円	88,279,978 円	円
建物附属設備	173,188,541 円	159,879,352 円	13,309,189 円	円
構築物	18,463,859 円	18,463,856 円	3 円	円
医療用器械備品	4,024,976 円	1,757,517 円	2,267,457 円	2 円
その他の器械備品	63,700,404 円	33,767,029 円	27,452,821 円	2,480,553 円
車両及び船舶	27,017,781 円	20,669,578 円	3,394,659 円	2,953,543 円
土地	169,986,164 円	157,297,012 円	12,689,152 円	円
その他の有形固定資産	3,393,024 円	3,393,024 円	円	円
無形固定資産	14,120,698 円	8,172,934 円	3,633,417 円	1,901,247 円
ソフトウェア	12,794,708 円	6,846,944 円	3,633,417 円	1,901,247 円
その他の無形固定資産	1,325,990 円	1,325,990 円	円	円
その他の資産	87,530,928 円	87,530,928 円	円	円
長期前払費用	759,322 円	759,322 円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	86,771,606 円	86,771,606 円	円	円
資産合計	⑤2,450,645,978 円	2,188,337,463 円	234,112,659 円	19,690,629 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

業務の用に供する財産の明細 2-2

施設名(事業名) 区分	居宅介護事業所	相談支援事業所	保育所	放課後等 デイサービス
流動資産	円	1,521,040 円	2,272,000 円	4,299,085 円
事業未収金	円	1,521,040 円	2,272,000 円	4,291,375 円
たな卸資産	円	円	円	7,710 円
立替金	円	円	円	円
未収入金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
貸倒引当金	円	円	円	円
固定資産	円	413,101 円	1 円	円
有形固定資産	円	1 円	1 円	円
建物	円	円	円	円
建物附属設備	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	1 円	円
車両及び船舶	円	1 円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	413,100 円	円	円
ソフトウェア	円	413,100 円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	円	1,934,141 円	2,272,001 円	4,299,085 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
該当なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
盛岡市 手代森 8 地割 5-27	2,677.00 m ²	0.00 m ²	2,677.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 39	19,647.67 m ²	0.00 m ²	19,647.67 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 64-2	1,080.00 m ²	0.00 m ²	1,080.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 10 地割 11-3	443.00 m ²	0.00 m ²	443.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 66-4	70.14 m ²	0.00 m ²	70.14 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 66-5	299.74 m ²	0.00 m ²	299.74 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 66-6	80.44 m ²	0.00 m ²	80.44 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 68	722.50 m ²	0.00 m ²	722.50 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 70-1	2,387.47 m ²	0.00 m ²	2,387.47 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 手代森 9 地割 70-3	1,491.00 m ²	0.00 m ²	1,491.00 m ²	未来の風 せいわ病院
盛岡市 手代森 9 地割 72-26	376.00 m ²	0.00 m ²	376.00 m ²	介護老人保健施設 康楽苑
盛岡市 門二丁目 106-7	507.06 m ²	0.00 m ²	507.06 m ²	職員寮

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
盛岡市 門二丁目 106-7	木造	362.88 m ²	自家	職員寮	362.88 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造 2 階建	866.28 m ²	自家	病院	866.28 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造平屋建	26.52 m ²	自家	病院	26.52 m ²
盛岡市 手代森 9-39	木造	9.93 m ²	自家	物置	9.93 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	2,619.22 m ²	自家	康楽苑	2,619.22 m ²
盛岡市 手代森 9-39	木造	8.28 m ²	自家	物置	8.28 m ²

盛岡市 手代森 9-39	鉄骨造 3 階建	653.85 m ²	自家	講堂・体育館	653.85 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 3 階建	645.26 m ²	自家	食堂	645.26 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	1,520.28 m ²	自家	病院	1,520.28 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 7 階建	9,245.95 m ²	自家	病院	9,245.95 m ²
盛岡市 手代森 9-39	鉄筋コンクリート 4 階建	3,399.76 m ²	自家	病院	3,399.76 m ²

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
医用テラメータ	WEP-4202 ほか	1	1	自用	処置室
生体情報モニター 8 人用	PS-7780	1	1	自用	処置室
ハンディ型血液ガス分析器	GASTAT-nabi	1	1	自用	処置室
全身用 X 線 C T 診・デジタル X 線 TV システム	東芝	1	1	自用	検査室
軽量ストレッチャー		1	48,811	自用	
能動型自動間欠牽引装置	TC-6	1	1	自用	
ベッドサイドモニタ	BSM-3400	2	2	自用	病室
回診用 X 線撮影装置		1	570,000	借用	
パルスオキシメーター	BO-600-14PN	2	2,108	自用	
ワンハンド電子血圧計 レジーナ II		6	7,243	自用	
画像読取装置	富士 FCR システム	1	2,098,800	借用	
アコマ麻酔器	FO-20S	1	65,054	自用	
パルス波治療器	サイマトロン	1	738,652	自用	
心電図モニター送信機	ZS-640P	1	143,526	自用	
スライドリフター/入浴設備	RA-590-S1	2	2,548,019	自用	
ベースマットレス・分配器		1	756,000	借用	
検温測定システム	DG-T104S	8	1,978,043	自用	
ニューステップ	T4r	1	687,325	自用	
自動洗浄除染乾燥装置	DS-500-DRS	1	2,980,000	自用	
抗原検査キャビネット	BHC-1007	1	970,000	自用	
医療テレメーター用送信機	ZS630P	1	987,960	自用	
小型遺伝子検査機器		1	938,800	自用	
LUCAS3 心臓マッサージシステム		1	2,150,000	自用	
ハイローストレッチャー		7	1,600,000	自用	

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

	基金 (又は出資 金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰越ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
令和7年3月31日 残高	-	-	45,000	1,537,006	1,582,006	-	-	-	1,582,006
会計年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	140,704	140,704	-	-	-	140,704
会計年度中の変動額合計	-	-	-	140,704	140,704	-	-	-	140,704
令和8年3月31日 残高	-	-	45,000	1,677,710	1,722,710	-	-	-	1,722,710

法人名 社会医療法人 智徳会
 所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号			2	3
--------	--	--	---	---

1 有価証券明細表

該当なし

法人名 社会医療法人 智徳会

所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

2 3

2 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期減価却額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,978,576	1,196	-	3,979,772	2,525,940	82,187	1,453,831
構築物	143,310	-	-	143,310	124,846	3,730	18,463
医療用器械備品	130,004	207	-	130,211	126,186	2,693	4,024
その他の器械備品	463,515	19,259	8,524	474,251	410,550	25,246	63,700
車両及び船舶	48,023	24,938	11,806	61,155	34,137	4,212	27,017
土地	171,411	-	-	171,411	-	-	171,411
その他の有形固定資産	26,115	3,453	-	29,569	26,176	2,398	3,393
計	4,960,958	49,056	20,331	4,989,683	3,247,839	120,469	1,741,843
無形固定資産							
ソフトウェア	50,401	670	-	51,071	38,277	7,727	12,794
電話加入権	1,325	-	-	1,325	-	-	1,325
計	51,727	670	-	52,397	38,277	7,727	14,120
保険積立金	78,738	5,226	-	83,964	-	-	83,964
その他の固定資産	4,520	21,954	22,500	3,974	-	-	3,974
計	83,258	27,181	22,500	87,939	-	-	87,939

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

				2	3
--	--	--	--	---	---

3 借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	112,560	112,560	0.705	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	820,960	708,400	0.705	2033年6月10日～ 2033年7月25日
その他の有利子負債	-	-	-	
合 計	933,520	820,960	—	—

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	-	112,560	112,560	112,560	112,560

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号			2	3
--------	--	--	---	---

4 引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,750	60	—	—	2,810
賞与引当金	81,328	81,926	81,328	—	81,926
役員退職慰労引当金	52,288	—	26,944	6,568 ※	18,774
退職給付引当金	132,623	15,620	21,381	—	126,863

※役員退職慰労引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、規定に基づく退職慰労金要支給額の増加と比較して、保険金の解約返戻金差額の増加が大きいことによる戻入であります。

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

5 事業費用明細表
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
薬品費	216,010	
給食材料費	92,907	
診療材料費	57,262	366,181
II 給与費		
役員報酬	69,760	
給料諸手当	1,314,909	
通勤手当	20,821	
従業員賞与	198,927	
法定福利費	236,388	1,840,807
III 委託費		
委託費	204,399	204,399
IV 経費		
福利厚生費	28,158	
旅費交通費	2,132	
公租公課	92,740	
消耗品費	35,648	
事務用品費	8,407	
水道光熱費	108,558	
通信費	7,317	
接待交際費	1,701	
新聞図書費	1,406	
広告宣伝費	788	
修繕費	21,268	
地代家賃	7,871	
保険料	19,262	
車両費	2,227	
燃料費	2,939	
顧問料	6,591	
諸負担金	1,912	
寄付金	3,151	
減価償却費	128,197	
リース料	15,602	
研究雑費	822	
レクリエーション費	14	
日用品費	215	
教養娯楽費	602	
研修会費	2,114	
研修旅費	2,309	
貸倒引当金繰入	60	
賞与引当金繰入	81,926	
役員退職給付費用	△ 6,568	
退職給付費用	35,794	
雑費	6,067	
雑損失	25,326	
固定資産除却損	0	644,571
事業費用計		3,055,959

独立監査人の監査報告書

令和8年6月9日

社会医療法人智徳会

理 事 会 御 中

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員 公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員

柴 田 悠 心

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人智徳会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第54期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に

関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,275,014	I 流動負債	446,923
現金及び預金	666,438	買掛金	31,476
事業未収金	555,429	1年内返済予定長期借入金	112,560
未収入金	28,334	未払金	16,430
たな卸資産	17,613	未払費用	165,953
前払費用	7,095	未払法人税等	72
その他の流動資産	2,912	未払消費税等	695
貸倒引当金	△ 2,810	預り金	9,645
II 固定資産	1,843,903	賞与引当金	81,926
1 有形固定資産	1,741,843	その他の流動負債	28,162
建物	1,453,831	II 固定負債	949,284
構築物	18,463	長期借入金	708,400
医療用器械備品	4,024	役員退職慰労引当金	18,774
その他の器械備品	63,700	退職給付引当金	126,863
車両及び船舶	27,017	その他の固定負債	95,246
土地	171,411		
その他の有形固定資産	3,393		
2 無形固定資産	14,120	負債合計	1,396,207
ソフトウェア	12,794		
その他の無形固定資産	1,325	純資産の部	
3 その他の資産	87,939	科 目	金 額
保険積立金	83,964	I 積立金	1,722,710
その他の固定資産	3,974	設立等積立金	45,000
		繰越利益積立金	1,677,710
資産合計	3,118,918	純資産合計	1,722,710
		負債・純資産合計	3,118,918

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	3,087,935
2 事業費用	2,919,041
本来業務事業利益	168,894
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	115,240
2 事業費用	136,917
附帯業務事業損失	21,677
事業利益	147,216
II 事業外収益	
受取利息	966
その他の事業外収益	5
III 事業外費用	
支払利息	7,412
その他の事業外費用	-
経常利益	140,776
IV 特別利益	-
V 特別損失	-
税引前当期純利益	140,776
法人税・住民税及び事業税	72
法人税等調整額	-
当期純利益	140,704

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法・・・最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物	7年～39年
構築物	10年～20年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～15年
車両及び船舶	4年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当会計年度末要支給額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

なお、控除対象外消費税は、その発生年度において全額を費用処理しています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。

なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、固定資産を直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針の変更

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供している資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金額（千円）
建 物	1,453,831
土 地	86,819
計	1,540,651

【担保に係る債務】

科 目	金額（千円）
長期借入金（1年内返済予定を含む）	820,960
計	820,960

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 3,247,839千円

14 その他

計算書類は千円未満を切り捨てて表示しております。

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

			2	3
--	--	--	---	---

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,118,918 千円
2. 負 債 額	1,396,207 千円
3. 純 資 産 額	1,722,710 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,275,014
B 固 定 資 産	1,843,903
C 資 産 合 計 (A + B)	3,118,918
D 負 債 合 計	1,396,207
E 純 資 産 (C - D)	1,722,710

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

23

純資産変動計算書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

	基金 (又は出資金)	積立金			評価・換算差額等			純資産合計
		代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計
令和7年3月31日 残高	-	-	45,000	1,537,006	1,582,006	-	-	1,582,006
会計年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	140,704	140,704	-	-	140,704
会計年度中の変動額合計	-	-	-	140,704	140,704	-	-	140,704
令和8年3月31日 残高	-	-	45,000	1,677,710	1,722,710	-	-	1,722,710

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号			23
--------	--	--	----

1 有価証券明細表

該当なし

法人名 社会医療法人 智徳会

所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号

2 3

2 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額 は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,978,576	1,196	-	3,979,772	2,525,940	82,187	1,453,831
構築物	143,310	-	-	143,310	124,846	3,730	18,463
医療用器械備品	130,004	207	-	130,211	126,186	2,693	4,024
その他の器械備品	463,515	19,259	8,524	474,251	410,550	25,246	63,700
車両及び船舶	48,023	24,938	11,806	61,155	34,137	4,212	27,017
土地	171,411	-	-	171,411	-	-	171,411
その他の有形固定資産	26,115	3,453	-	29,569	26,176	2,398	3,393
計	4,960,958	49,056	20,331	4,989,683	3,247,839	120,469	1,741,843
定無形固定資産							
ソフトウエア	50,401	670	-	51,071	38,277	7,727	12,794
電話加入権	1,325	-	-	1,325	-	-	1,325
計	51,727	670	-	52,397	38,277	7,727	14,120
のそ							
資産	78,738	5,226	-	83,964	-	-	83,964
のそ	4,520	21,954	22,500	3,974	-	-	3,974
資産	83,258	27,181	22,500	87,939	-	-	87,939
計							

医療法人番号					23
--------	--	--	--	--	----

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	112,560	112,560	0.705	—
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	820,960	708,400	0.705	2033年6月10日～ 2033年7月25日
その他の有利子負債	-	-	-	—
合 計	933,520	820,960	—	—

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	-	112,560	112,560	112,560	112,560

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 23

4 引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,750	60	-	-	2,810
賞与引当金	81,328	81,926	81,328	-	81,926
役員退職慰労引当金	52,288	-	26,944	6,568 ※	18,774
退職給付引当金	132,623	15,620	21,381	-	126,863

※役員退職慰労引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、規定に基づく退職慰労金要支給額の増加と比較して、保険金の解約返戻金差額の増加が大きいことによる戻入であります。

法人名 社会医療法人 智徳会
所在地 岩手県盛岡市手代森9地割70番地1

医療法人番号 1123

5 事業費用明細表
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
薬品費	216,010	
給食材料費	92,907	
診療材料費	57,262	366,181
II 給与費		
役員報酬	69,760	
給料諸手当	1,314,909	
通勤手当	20,821	
従業員賞与	198,927	
法定福利費	236,388	1,840,807
III 委託費		
委託費	204,399	204,399
IV 経費		
福利厚生費	28,158	
旅費交通費	2,132	
公租公課	92,740	
消耗品費	35,648	
事務用品費	8,407	
水道光熱費	108,558	
通信費	7,317	
接待交際費	1,701	
新聞図書費	1,406	
広告宣伝費	788	
修繕費	21,268	
地代家賃	7,871	
保険料	19,262	
車両費	2,227	
燃料費	2,939	
顧問料	6,591	
諸負担金	1,912	
寄付金	3,151	
減価償却費	128,197	
リース料	15,602	
研究雑費	822	
レクリエーション費	14	
日用品費	215	
教養娯楽費	602	
研修会費	2,114	
研修旅費	2,309	
貸倒引当金繰入	60	
賞与引当金繰入	81,926	
役員退職給付費用	△ 6,568	
退職給付費用	35,794	
雑費	6,067	
雑損失	25,326	
固定資産除却損	0	644,571
事業費用計		3,055,959